

栄養管理報告書（事業所・児童福祉施設等用）記入要領 （2023年10月更新）

栄養管理報告書は、和歌山市健康増進法施行細則第6条および小規模特定給食施設指導実施要綱の規定により、給食施設の管理者が提出をするものです。

(1) 提出先 和歌山市保健所 地域保健課 健康づくり班
〒640-8137 和歌山市吹上5丁目2-15
電話（073）488-5121（直通）

(2) 部数 1部（控えを1部、各施設で保管お願いします。）

(3) 提出期日 10月分の実績を翌月15日までに報告する。

(4) 報告様式 別紙「栄養管理報告書（事業所・児童福祉施設等用）」様式による。

(5) 記入事項

項目	記入方法	備考
所在地	施設の届出所在地を記入する	例：幼稚園等で、委託先から弁当を届けてもらっていて敷地内に調理場がない場合でも、委託先ではなく委託元（幼稚園）の情報を記入。
施設名	施設の届出名称を記入する	
施設長名	施設長の氏名を記入する	
給食部門名	施設の給食部門名を記入する	部門名がない場合は、「なし」と記入。ただし、給食責任者は記入すること。
給食部門責任者職・氏名	施設の給食部門責任者の職名（又は職種）と氏名を記入する	・委託の場合、委託業者ではなく施設側の責任者を記入。 ・職名例：病院長、事務長、栄養部部长など ・職種例：管理栄養士、栄養士、医師など
作成者職・氏名	当報告書を作成した者の職名（又は職種）と氏名を記入する	
電話番号・FAX番号	施設の電話番号、FAX番号を記入する	
e-mail	施設のメールアドレスを記入する	※国からの通知などの連絡事項の送信に使用予定。
種別	該当する項目にチェックをつけ、必要に応じて記入する	
運営方式	該当する項目にチェックをする	
委託業者	名称	委託業者の名称を記入する
	所在地	委託業者の本社の所在地を記入する
	施設責任者職氏名	当該施設の施設責任者の職名（又は職種）と氏名を記入する ・委託業者の全体責任者ではなく、その施設内の事について責任を負っている担当者を記入。
委託内容	委託内容の該当する項目にチェックをつけ、必要に応じて記入する	

項 目	記入方法	備 考
給食従事者数	施設と委託、常勤と非常勤にそれぞれ分けて、各職種毎に給食従事者数を記入する	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士、栄養士、調理師については、その資格で採用されている者を記入（資格を持っているがその業務についていない者は除く）。 ・「栄養士と調理師」等、2つの資格を併せ持っている場合は、業務内容から判断し、いずれか主なもの1つについて記入する。 ・臨時職員、パートは「非常勤」欄に記入。 ・育休・病休の場合でも、雇用関係が続いている場合は従事者数に含める。育休・病休のための代替職員は従事者数に含めない。
定員数	許可定員数を記入する 定員数がない施設について、事業所は従業員数を、学校は在籍者数を記入する	<ul style="list-style-type: none"> ・「職員」は、10月1日時点について、人数を記入する。 ・「その他」はデイサービス、ショートステイ等を記入する。
食数	報告月の1回あたりの平均食数を整数で記入する（小数点以下切り捨て）	<ul style="list-style-type: none"> ・「朝食、昼食、夕食、その他」の「その他」には、間食等を記入する。 ・「利用者、職員、その他」の「その他」は、「定員数」の「その他」の食数を記入する ・乳児用ミルクは、食数に含めない。 ・保育所、幼稚園について、特殊な日を除いた通常日の平均食数を記入する。
利用者の年齢構成表	10月1日時点について、利用者を年齢別、性別に分けて記入する	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所は、実年齢ではなく保育上区分している年齢で記入する。 ・幼稚園は、年少、年中、年長と年齢区分を書き変えて、その区分で記入する。 ・社員食堂等で、利用者を特定して把握するのが難しい場合は、従業員全体の年齢構成を記入する（10月1日時点でも会社の健康診断時など把握可能な時点の情報で構わない）。 ・基本的に記入が前提だが、何らかの事情により把握していない、もしくは把握するのが難しい場合は、その旨と理由を簡単に記入する。
適温	該当する項目にチェックをつけ、必要に応じて記入する	
配膳時間	配膳を開始する時間を記入する	例：幼稚園等で、委託先から弁当を届けてもらっている場合は、委託先を出た時間ではなく、幼稚園にて園児に弁当を渡し始める時間を記入する。
アレルギー対応	該当する項目にチェックをつけ、必要に応じて記入する	<ul style="list-style-type: none"> ・除去＝元となる通常の献立から該当食品を除去しているだけの場合。 ・代替＝通常の献立とは別に、代替りの食材を使ったアレルギー用の献立を作って提供している場合。

項 目	記入方法	備 考
栄養食事指導実施状況	<p>報告月に管理栄養士又は栄養士が行った栄養指導や食育教室などの実施内容を記入する</p> <p>保育所、幼稚園等で、栄養士以外の職員が食育を行った場合は、記入する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別指導については、指導結果を記録しているものを計上する。 ・集団指導については、職員への研修や周知は含まない。利用者以外（保護者等）への指導の場合は、教室名の欄に（ ）で対象者も記入する。 ・栄養士以外の職種の人が行った場合は、職種を記入する（「保育士」等）。 ・外部の栄養士に依頼して実施した場合も含む。
利用者の把握	<p>該当する項目にチェックをつけ、必要に応じて記入する</p>	<p>★「肥満者の割合」及び「やせの者の割合」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告月の利用者について、次ページの評価方法に基づいて算出した割合を記入する。 ・それぞれの割合は、小数点第1位まで記入する（小数点第2位を四捨五入）。 <p>※保育所等において、毎月身長体重測定をしている場合は、直近の値を記入する。</p> <p>※学校、事業所等、毎月測定していない施設について、年1回健康診断等を実施している場合は、報告月の結果ではなく、その健康診断結果の値を記入しても良い。ただし、利用者の構成が健康診断時と報告月で大幅に異なる場合に限る。</p> <p>※幼児の評価対象は、3歳以上6歳未満であるが、対象となるかどうかは、<u>報告年の4月1日現在における満年齢</u>で判断する。</p>
情報提供	<p>利用者に対して栄養・健康に関する情報を提供している場合に、該当する項目にチェックをつけ、必要に応じて記入する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「ポスターの掲示」には、パネルの掲示も含む。 ・「給食時の訪問」は、給食時間に利用者を訪問し、栄養に関する助言をした場合を指す。
1人当たりの食材料費	<p>報告月において一番提供数の多い食種について、利用者1人1日もしくは1食当たりの食材料費（消費税込み）を記入する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昼食の提供のみであれば、その1食分の食材料費を記入する。 ・社員食堂等で、定食メニューがある場合は、一番提供数の多い定食について記入する。単品料理を自由に組み合わせて選ぶ方式のため、1日（食）分として、どの組み合わせで一番提供数が多いかの判断が困難な場合は、「総額」と記入し、1日当たりの総食材料費を記入する。

裏面

項 目	記入方法	備 考
<p>栄養管理 日本人の食事摂取基準 (2020年版)に基づいた栄養管理をお願いします。また、栄養価計算は日本食品成分表 2020 年版(八訂)に基づき実施してください。</p>	<p>報告月において、最も提供数の多い食種(離乳食は除く)について、各項目を記入する。 (栄養素等) 報告月のエネルギー、各栄養素量、各栄養比率の給与栄養目標量と給与栄養量並びに各栄養素の充足率を記入する 記入における単位、小数点以下の桁数の取り扱いについては日本食品標準成分表に準ずる (食品群名) 報告月の食品群別目標量と給与量を整数値で記入する(ただし、食塩については小数点以下第1位まで記入)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等でおやつを出している場合は、それも含めた1日分の栄養量を記入する。 ・数値の端数は、四捨五入する。ただし、パソコンの計算ソフト等で自動で端数処理される場合は、その値が良い。 ・炭水化物などのエネルギー比率は、小数点以下第1位まで記入する。 ・炭水化物エネルギー比は、100－(たんぱく質エネルギー比＋脂肪エネルギー比)で算出する。
<p>栄養補食補助品等の使用状況</p>	<p>報告月に使用した強化剤名・栄養素名及び使用量(単位)を記入する</p>	<p>例：ビタミン強化米「～米」など</p>
<p>給食に関する非常時危機管理対策</p>	<p>各項目にチェックをつけ、必要に応じて記入する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄の「食事」について、基本的には1日分＝3食とする。ただし、1食分(1日分)の栄養量は問わない。 ・備蓄が1日分に満たない場合は、1食分→1／3日分のように記入する。 ・非常時の連携体制・協定については、書面で交わしたもののみを記入する。

<肥満並びにやせに該当する者の割合の評価方法>

1. 成人

方法：BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m)

判定	低体重 (やせ)	普通	肥満
BMI	18.5未満	18.5以上25.0未満	25.0以上

2. 幼児

対象：3歳以上6歳未満（報告年の4月1日時点の満年齢で判断）の幼児

方法：幼児身長体重曲線（性別・身長別標準体重）

判定：「肥満」+15%以上、「やせ」-15%以下

ツール：①Excel簡易ソフト (<http://www.niph.go.jp/soshiki/07shougai/hatsuiku/>)

②身長別標準体重の早見表（別紙）※上記簡易ソフト内にもデータ有

（参考）手計算の場合は、

$$\text{計算式 肥満度} = \left[\text{実測体重 (kg)} - \text{身長別標準体重 (kg)} \right] \div \text{身長別標準体重 (kg)} \times 100 (\%)$$

【。】

$$\blacksquare \text{男児 標準体重} = 0.00206 \times \text{身長}_2 - 0.1166 \times \text{身長} + 6.5273$$

$$\blacksquare \text{女児 標準体重} = 0.00249 \times \text{身長}_2 - 0.1858 \times \text{身長} + 9.0360$$

3. 児童・生徒（小学生、中学生、高校生）

方法：学校保健統計調査方式（性別・年齢別・身長別標準体重）

判定：以下の区分のうち、「肥満」+20%以上、「やせ」-20%以下

$$\text{計算式 肥満度 (過体重度)} = \left[\text{実測体重 (kg)} - \text{身長別標準体重 (kg)} \right] \div \text{身長別標準体重 (kg)} \times 100 (\%)$$

	やせ傾向		普通	肥満傾向		
	-20%以下			20%以上		
判定	高度やせ	軽度やせ		軽度肥満	中等度肥満	高度肥満
肥満度	-30%以下	-30%超 -20%以下	-20%超～ +20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50%以上

※日本小児内分泌学会、日本成長学会により、早見表や計算ソフトが公表されています